

京都市火災予防規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年10月28日

京都市長 榎本 頼兼

京都市規則第48号

京都市火災予防規則の一部を改正する規則

京都市火災予防規則の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「申請書を受理した」を「規定による申請があった場合において、当該申請をした者が同項の講習の課程を修了した者であると認めた」に改め、「内容を審査し」を削り、「申請者」を「その者」に改める。

第3条の2第2項中「届出書を受理した」を「規定による届出があった」に、「は、内容を審査し」を削り、「その」を「同項の届出書の」に改める。

第4条第2項中「届出書を受理した」を「規定による届出があった場合において、当該防火管理者の選任又は解任が令第3条第1項から第3項までの規定に適合したものであると認めた」に、「内容を審査し、その」を「同項の届出書の」に改める。

第5条の2第2項中「届出書を受理した」を「規定による届出があった」に、「は、内容を審査し」を削り、「その」を「同項の届出書の」に改める。

第5条の2の2第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第6号中「第17条の2第1項」を「第17条の2の5第1項」に改める。

第5条の3第2項中「届出書を受理した」を「規定による届出があった」に、「内容を審査し、その」を「同項の届出書の」に改める。

第5条の4の見出しを「(工事整備対象設備等着工届)」に改め、同条第1項中「消防用設備等着工届出書」を「工事整備対象設備等着工届出書」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「届出書には、」を「届出書に添付する」に、「の規定により」を「に規定する設計に関する図書は」に、「設計に関する図書を添付しなければならない」を「も

のとする」に改め、同項第1号中「消防用設備等」の右に「又は特殊消防用設備等（法第17条第3項に規定する特殊消防用設備等をいう。以下同じ。）」を加え、同項第2号中「消防用設備等」の右に「又は特殊消防用設備等」を加え、同条第3項中「届出書を受理した」を「規定による届出があった」に、「は、内容を審査し」及び「、省令第2章第2節」を削り、「及び危険物省令第4章に規定する基準」を「に規定する基準又は法第17条第3項に規定する特殊消防用設備等の設置及び維持に関する計画」に、「その」を「第1項の届出書の」に改める。

第8条中「同条第4項括弧書き」を「同条第3項第3号括弧書き」に、「第47条第1号ただし書、同条第5号ただし書、第48条第1号ただし書、同条第4号ただし書」を「第48条の2」に改める。

第10条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第3項中「届出書を受理した」を「規定による届出があった」に改め、「、省令第2章第2節」を削り、「、その」を「、同項の届出書の」に改める。

第12条第2項中「届出書を受理した」を「規定による届出があった」に、「おいては」を「おいて」に、「より内容を審査し、火災予防上支障がない」を「適合している」に、「その」を「同項の届出書の」に改める。

第13条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2項中「届出書を受理した」を「規定による届出（同項ただし書に該当するものを除く。）があった場合において、火災予防上及び消火活動上支障がないと認めた」に、「内容を審査し、その」を「同項の届出書の」に改める。

第14条第2項中「届出書を受理した」を「規定による届出があった場合において、消火活動上支障がないと認めた」に、「内容を審査し、その」を「同項の届出書の」に改める。

第14条の2第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第3項中「書類を

受理した」を「規定による届出があった場合において、当該災害予防計画が同項の工事計画書の内容に照らして災害予防上支障がないと認めた」に、「内容を審査し、その」を「同項の書類の」に改める。

第14条の3第3項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項ただし書中「前項」を「同項」に改め、同条第4項中「届出書を受理した」を「規定による届出があった」に、「内容を審査し、その」を「同項の届出書の」に改める。

第15条の2第2項及び第16条第3項中「届出書を受理した」を「規定による届出があった」に、「内容を審査し、その」を「同項の届出書の」に改める。

第17条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第3項中「届出書を受理した」を「規定による届出があった場合において、火災予防上支障がないと認めた」に、「内容を審査し、その」を「同項の届出書の」に改める。

第4号様式の2注以外の部分中「第17条の2第1項」を「第17条の2の5第1項」に改める。

第4号様式の3注以外の部分、第7号様式注以外の部分、第8号様式注以外の部分、第10号様式の3注以外の部分、第10号様式の4注以外の部分、第13号様式注以外の部分、第14号様式注以外の部分、第15号様式注以外の部分及び第15号様式の4注以外の部分中「消防用設備等」の右に「又は特殊消防用設備等」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(消防局予防部指導課)